

## 法人役員等報酬・出張及びその他の旅費規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和孝福祉会の役員等の報酬（日当）、出張、その他の旅費に関する事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程でいう役員等とは理事及び監事及び評議員をいう。

### (理事会及び評議員会の出席)

第3条 理事長及び理事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬（日当）及び実費弁償費を支払うことができる。

### (理事の報酬)

第4条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は理事会出席に準じ別表1により報酬（日当）及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、実費弁償費（交通費 5,000 円）を支払うことができる。

### (監事の報酬)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬（日当）及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会に係る報酬（日当）及び実費弁償費を支払わないものとする。

2 監事が法人及び施設の監査の業務に当たった場合は、実費弁償費（交通費 5,000 円）を支払うことができる。

### (評議員の報酬)

第6条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬（日当）及び実費弁償費を支払うことができる。

### (出張旅費)

第7条 役員等が、法人業務のため出張する場合は別表（2）により報酬及び旅費等を支給することができる。出張旅費とは、役員が研修会、講習会、その他公務により出張を命ぜられた場合の交通費、宿泊料及び報酬（日当）をいう。

### (交通費)

第8条 利用交通機関は、鉄道、船舶、路線バスとするが、順路や社会通念上の利便性を考慮し、理事長の承認により新幹線又は航空機を利用することもできる。

（1）役員は、業務の都合上、所定の等級より上級の等級を利用した場合には、理事長の認めた者にかぎり実費を支給する。

（2）役員がタクシーを利用した場合、理事長が認めた者のみ実費支給する。

(宿泊料)

第9条 宿泊料は、役員が公務で出張中、宿泊した者に対し、別表(2)に掲げる1泊分を宿泊数に応じて支給する。

(報酬の計算)

第10条 報酬(日当)は、別表(1)(2)に掲げる1日分を、執務日数に応じて支給する。

(その他の旅費)

第11条 前項までの規定にかかわらず、理事会及び評議員会出席に際しては、理事、監事及び評議員に対し、1回5,000円の旅費を一律に支給し、別途出張旅費は支給しない。但し、半径2Km以内の場合は支給しない。

(適用除外)

第12条 施設の職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

(出張中の事故)

第13条 役員の出張中の負傷、疾病、天災、その他事故については、法人は、その責を一切負わないものとする。

(付 則)

本規定は平成25年4月1日から施行する。

改定：平成29年6月13日

別表(1)

| 名称            | 報酬(日当)  | 実費弁償等  |
|---------------|---------|--------|
| 理事会・評議員会出席報酬等 | 10,000円 | 5,000円 |

別表(2)

| 区分        | 車賃<br>(バス) | 鉄道  |     | 船舶・<br>航空機 | 宿泊料 | 報酬<br>(日当) |
|-----------|------------|-----|-----|------------|-----|------------|
|           |            | 新幹線 | その他 |            |     |            |
| 理事・監事・評議員 | 実費         | 実費  | 実費  | 実費         | 実費  | 10,000円    |